最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(全国と千葉県)

	最低質	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	法違反の状況	-B	法違反	法違反事業場の認識状況(%)	况(%)	最低貨	最低賃金未満労働者の状況	の状況
	具金額(円)	監督実施 事業場数 (件)	最賃支払 義務違反 事業場数 (件)	違 反率	適用される 最低賃金額 を知っている	金額は知らないが最低 いが最低 金が適用されることを知っている。	最低賃金が 適用される ことを知らな か っ た	監督実施事業 場の労働者数 (人)	最低賃金未満 労働者数(人)	最低賃金未満労働者数の比率
订出26年申	780	13,975	1,491	10.7%	39.6%	51.5%	8.9%	182,548	5,716	3.1%
一一, 13, 20 十	798	170	23	13.5%	39.1%	47.8%	13.0%	2,021	87	4.3%
亚式27年度	798	13,295	1,545	11.6%	%1.04	52.2%	%9 [.] L	161,377	5,262	3.3%
十/3271 十/支	817	185	36	19.5%	27.8%	69.4%	2.8%	1,978	167	8.4%
小式28年	823	12,925	1,715	13.3%	%7'68	51.7%	%6'8	166,570	5,590	3.4%
X1+07X11+	842	206	54	26.2%	37.0%	55.6%	7.4%	2,414	206	8.5%
77 年20年 唐	848	15,413	2,166	14.1%	41.8%	52.3%	%6'9	196,039	6,853	3.5%
本/3×23 十/3×23 十/3×23	898	195	54	27.7%	37.0%	57.4%	2.6%	2,610	210	8.0%
立 式 30年 库	874	15,602	1,985	12.7%	%E'.24	48.2%	4.6%	195,606	986,9	3.3%
文(十)6xi(十	895	200	42	21.0%	35.7%	57.1%	7.1%	2,426	156	6.4%
今 到	901	15,671	2,145	13.7%	%5'79	42.6%	%0.3	198,108	7,213	3.6%
マイドントナンズ	923	202	49	24.3%	53.1%	44.9%	2.0%	2,542	239	9.4%
◆和2年度/	905	9,308	751	8.1%	%0'89	41.0%	%0:9	06,730	1,680	1.7%
< 442 + 1⊠ ()	925	23	12	52.2%	20.0%	33.3%	16.7%	268	53	19.8%
△到3年度	930	14,965	1,607	10.7%	%2'99	36.7%	7.1%	164,525	4,389	2.7%
文/HCH/文	953	199	40	20.1%	40.0%	52.5%	7.5%	1,864	133	7.1%
△到 / 任 臣	961	15,105	1,558	10.3%	%9'69	35.2%	2.2%	163,175	3,786	2.3%
X 十 十 十 大	984	192	34	16.1%	51.6%	35.5%	12.9%	2,675	154	5.8%

上段:全国計 下段:千葉計

緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づ〈事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。